

電気設備工事特記仕様書

I. 工事概要

- 1. 工事名称
2. 工事場所
3. 建物概要

Table with 7 columns: 建物名称, 構造, 階数, 延べ面積 (㎡), 建築面積 (㎡), 消防法施行令別表第一の区分, 備考

4. 工事種目 (○印の付いたものが対象工事種目)

Table with 3 columns: 工事種目, 建物別及び屋外, 工事種別, 備考

- 5. 指定部分 ※ 無 ・ 有 (工期: 平成 年 月 日) (対象部分)
6. 概成工期 ※ 無 ・ 有 (工期: 平成 年 月 日)

II. 工事仕様

- 1. 共通仕様
1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、すべて「公共住宅建設工事共通仕様書 電気編(平成28年度版)」(以下、「公住仕電気編」という。)によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修の「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編 平成28年版)」(以下「標準図」という。)、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「電気設備工事監理指針(平成28年版)」による。
2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。なお、機械設備工事の特記仕様書は(/) 図、建築工事の特記仕様書は(/) 図による。
2. 特記仕様
1) 編は、番号に○印の付いたものを適用する。
2) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
3) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。ただし、○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。○印と◎印の付いた場合は、ともに適用するものとする。
4) 項目又は特記事項に記載の()内の表示番号は、「公住仕電気編」の該当項目を示す。
5) 特記事項の「機材の品質・性能基準」は、「公共住宅建設工事機材の品質・性能基準(公共住宅事業者等連絡協議会)」を示す。

- 3. 電気方式
1) 電灯設備
幹線 AC 1Φ3W 200V / 100V 50Hz (60Hz)
分岐 AC 1Φ3W 200V / 100V 50Hz (60Hz)
AC 1Φ2W 200V / 100V 50Hz (60Hz)
2) 動力設備
幹線 AC 3Φ3W 400V x 200V 50Hz (60Hz)
分岐 AC 3Φ3W 400V x 200V 50Hz (60Hz)

Main specification table with columns: 項目, 特記事項. Rows include 1. 一般事項, 2. 設計図書等の取り扱い, 3. 工事実績情報, 4. 施工管理体制, 5. 施工条件, 6. 他工事との取合い, 7. 足場等, 8. 電源周波数, 9. 電気保安技術者, 10. 火災保険等, 11. 住宅瑕疵担保責任, 12. 災害時の安全確保, 13. 発生材の処理等, 14. 環境への配慮

Main specification table with columns: 項目, 特記事項. Rows include 15. 機材の品質等, 16. 施工の検査等, 17. 施工の立会い等, 18. 化学物質濃度の測定, 19. 技術検査, 20. 工事写真, 21. 完成図等, 22. 完成写真, 23. 保全に関する資料, 24. 監督職員事務所, 25. 工事用電力、水、その他, 26. 工事用仮設物, 27. 建設発生土処理, 28. 塗装工事

Main specification table with columns: 項目, 特記事項. Rows include 29. スリーブ工事, 30. 電気工事士, 31. 耐震措置, 32. 電線本数、管路等, 33. フラッシュプレート, 34. はつり, 35. 製造者、受注者の表示, 36. 取付板, 37. 機器取付高さ, 38. 接地極

Summary table with columns: CHECKED, DRAWING, DATE (2020.8.21), SCALE, 工事名称 (神奈川県営住宅標準プラン集), 図面名称 (電気設備工事 特記仕様書(1)), 図面番号 (E-01)

編	項目	特記事項	編	項目	特記事項	編	項目	特記事項	編	項目	特記事項				
2	① 電線保護物類 (1.2.6)~(1.2.9)	① 形式等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 接地端子座の形状等は、標準図第2編「電力設備工事」による。	2	14. 共通事項 (2.1.10) (2.1.11) (2.1.12) (2.1.13) (2.2.7) (2.3.7) (2.4.7) (2.10.3)	・ 金属ダクトが防火区等を貫通する場合は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 金属ダクト、バスダクト又はケーブルラックが防火区面された配線室等の内部の床を貫通する部分で延焼防止処置を要する場合は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 () ・ 横引き配管等の耐震支持は、標準図第2編「電力設備工事」による。 建築の構造体：・ 免震構造 ・ 制震構造 ・ その他 ・ 建物引込部の耐震処置を行う配管及び建物のエキスパンションジョイント部の配線は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 二重天井の位置ボックスは、天井面（埋込み形器具の場合を除く。）に取付ける。	3	1. キュービクル式配電盤 (1.1.3) (1.1.4) (1.1.5)	キャビネットの構成材は、(※ 鋼板 ・ ステンレス)とする。 積算計器は、(※ 検定付 ・ 無検定)とする。 ・ 制御回路等の配線は、次による。 1. 配線終端は、特記がなければ無はんだ接続とし、配線端には、配線番号及び端子記号を記入した絶縁性のマークバンドを取付ける。 2. 制御回路用の外部配線を接続する場合は、端子1台を設けるものとする。 ・ 外部との接続用の端子台は、壁1面につき5端子以上の余裕を持たせる。 ・ 文字記号は、標準図第1編「共通事項」による。	5	(1.1.7.1) (1.1.7.2) (1.1.8)	燃料油は、(・ 軽油 (号) ・ 重油 (号))とする。 ・ 潤滑油ドレン用バルブを取付ける。 ・ 配管材料 ()				
2	② 照明器具 (1.4.1) (1.4.2) (1.4.3) (1.4.4)	① 記号及び形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 1.5kgを超えるダウンライト器具の構造は、標準図第2編「電力設備工事」による。 照明用ポールには、(※ 配線用遮断器 ・ カットアウトスイッチ)を設ける。 ・ 安定器の定格入力容量（表示値）は、標準図第2編「電力設備工事」による。 4. ランプの光源色：※ 電球色 ・ 白色 ・ 昼白色	15	合成樹脂管配線 (PP管、CP管) (2.3.3)	① 管の切口は、電線等の被覆を損傷しないよう平滑にする。 ・ 二重筋の上筋と下筋部分及び管と金属管部分の交差は、踏みつけによる圧縮変形の影響をさけるため、上筋と下筋の重なり部分よりずらして交差配管する。 ② コンクリート内に配管する場合は、コンクリートのかぶり厚を30mm以上とする。	受変電設備工事	2. 高圧スイッチギア (1.2.2) (1.2.4)	スイッチギアの形は、(・ CX形 ・ CW形 ・ PW形)とする。 ・ 導電部の定格電流 (A) ・ 導電部の定格短時間耐電流 (kA)	3.	3. ガスタービン発電装置 (1.2.5) (1.2.6.5) (1.2.7.1)	保安装置の外部用端子：・ 設ける ・ 設けない ・ 適用項目 () ・ 原動機の排気ガスに含まれる窒素酸化物の規制値 (以下) 燃料ガス（天然ガス系都市ガス）は、(・ 1.3 A ・ 1.2 A)とする。				
3	3. 防災用照明器具 (1.5.1)	・ 形式等は、標準図第2編「電力設備工事」による。	16.	バスダクト配線 (2.9.2)	エキスパンションバスダクト：・ 設ける ・ 設けない	4.	低圧スイッチギア (1.5.2) (1.5.4)	スイッチギアの形は、(・ CX形 ・ CS形 ・ CW形 ・ F形)とする。 ・ 導電部の定格電流 (A) ・ 導電部の定格短時間耐電流 (kA)	4.	4. 太陽光発電装置 (1.7.1) (1.7.2) (1.7.4)	系統連系：・ あり ・ なし 自立運転：・ あり ・ なし ・ 太陽光発電装置において最大出力50kW以上の設備及び自家用電気工作物との連系をする場合は、電気主任技術者及び監督職員の見合いのもとに試験を実施する。 ・ 太陽電池アレイ公称出力 (kW) パワーコンディショナは、次による。 交流出力電圧：・ 1000V ・ 200V 出力電気方式：・ 三相3線式 ・ 単相3線式 ・ 単相2線式 遠方監視用端子：・ 設ける ・ 設けない				
4	④ 分電盤 (1.8.1) (1.8.2) (1.8.3) (1.8.6) (1.8.7)	種別は一般形とし、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 () ・ ガラスベースの寸法は、標準図第2編「電力設備工事」による。 キャビネットの構成材は、(※ 鋼板 ・ ステンレス)とする。 ・ 接地端子座の形状等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 特に腐食等を考慮すべき場所に使用されるものについては、図示による。 積算計器は、(※ 検定付 ・ 無検定)とする。 ・ 低圧用SPDクラスI (JIS C 5381-11「低圧サージ防護デバイス-第11部」：低圧配電システムに接続する低圧サージ防護デバイスの要求性能及び試験方法」に規定するクラスI試験によるもの)の性能：() ・ 電力計測装置は、次による。 1. 計測回路数：回 2. 集中監視部：信号回数 (回路)、信号種別 () 3. 集中監視部の外部出力端子 () 4. 変成器の定格電流： A 5. 表示器：※ 設ける ・ 設けない 住宅用分電盤に設ける、過電流警報装置の品質及び性能は、次による。 ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 () ・ ハンドル用の鍵は、総数の20%とし、最低3個とする。 ・ 補修塗料は、各色ごとに、100cc/缶とする。	17.	ケーブル配線 (2.10.1.1) (2.10.1.4) (2.10.1.5) (2.10.1.7) (2.10.1.9) (2.10.2)	① ケーブル配線 (2.10.1.1) (2.10.1.4) (2.10.1.5) (2.10.1.7) (2.10.1.9) (2.10.2) ・ ケーブルは、造管材、ケーブルラック等に沿って敷設し、梁から梁等へ飛ばしてはならない。やむを得ず飛ばして敷設する場合は、補助材を渡して固定するか又はメッセンジャワイヤを張り、これに固定する。 ② ケーブルは、盤内等で、若干の余裕長を確保する。 ・ 高圧ケーブル結束処理部には、施工を担当した電気工事士の氏名、番号等を明記したカードを取付ける。 ちょう架配線は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 () ③ ケーブルを二重天井内に敷設する場合は、標準図第2編「電力設備工事」による。 配線室等において、ケーブル頂部を構造体に固定し、垂直につり下げて配線する垂直ケーブルは、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 () ・ 平形保護層工事に使用する機材等は、図示による。 ・ ケーブルラックは、容易に点検できる場所に施設する。 ・ ケーブルラックは強電用、弱電用は別々に取付ける。 やむをえず共用する場合は、セパレータを設け、C種接地工事を施す。	5.	据付け (2.1.1)	・ キュービクル式配電盤等の基礎は、標準図第3編「受変電設備工事」による。 ・ 附属品の施設単位及び取納 1. 附属品は、原則として電室単位とする。 ただし、蓄電池用附属品については、設備箇所単位とする。 2. 附属品を収納する適当な大きさの収納箱を設置する。 ・ 壁棚の附属品 プロテクタ付き点検灯 (600V VCTケーブル約5m、プラグ付き、100V、100W電球相当の照明)を1個納入する。 なお、低圧配電盤が併設される場合は、公住仕電気編第2編、8.7「予備品等」による。 ・ 自家用電気室用附属品 自家用電気室用附属品は、以下のものとし、1以外の特記で示されたものを備えることとする。 ただし、低圧回路のみのときは、7~10は、不要とする 1. 指示板 (記載内容は、監督職員の指示による。) (1) 連絡先板・・・・・・・・・1枚 (400×600mm) (概略寸法) (2) 操作説明板・・・・・・・・・1枚 (1,200×800mm) (概略寸法) (3) 系統図板 (電気系統及び冷却水、燃料配管系統)・・・・各1枚 (1,200×800mm) (概略寸法) (4) 自家用電気工作物表示板・・・・1枚 (420×600mm) (概略寸法) 2. 消火器 (電気火災及び油火災両用、標識とも) ただし、屋外に設置されたキュービクル式高圧受電設備で、建物に延焼のおそれがない場合は除く。 (1) 全出力500W未満の電圧及び発電設備 小型消火器 (10形程度)・・・・・・・・・2個以上 (2) 全出力500W以上1,000W未満の電圧及び発電設備 大型消火器 (10能力単位以上)・・・・・・・・・2個以上 3. 低圧・高圧兼用検電器 (音響、ネオン併用式) (低圧自家用の場合は、低圧用検電器)・・・・1個以上 4. 回路計 (ケース、リード付き JIS C 1202「回路計」A級)・・・・・・1個 5. クランプメータ (抵抗測定用アダプタ付き)・・・・1個 標準測定範囲…電流 (交流) 0~300A、電圧 (交流) 0~600V 6. 絶縁抵抗計 (100MΩ、ケース、リード付き) JIS C 1302「絶縁抵抗計」(電池式)・・・・・・1個 7. 短絡接地器具 (5m)・・・・・・・・・一式 8. 断路器又は気中開閉器操作用フック棒・・・・・・2本 ただし、屋外に設置されたキュービクル式高圧受電設備において、屋外用とする場合は、特記による。 9. 絶縁抵抗計 (2,000MΩ、ケース、リード付き) JIS C 1302「絶縁抵抗計」(電池式)・・・・・・1個 10. 絶縁ゴムマット (6kv用・すべり止め付き)・・・・一式	6.	受変電設備用附属品 (2.1.7.1) (2.1.7.2) (2.1.7.5) (2.1.7.6) (2.1.7.7) (2.1.7.8) (2.1.7.9) (2.1.7.10) (2.1.7.11) (2.1.7.12) (2.1.7.13) (2.1.7.14) (2.1.7.15) (2.1.7.16) (2.1.7.17) (2.1.7.18) (2.1.7.19) (2.1.7.20) (2.1.7.21) (2.1.7.22) (2.1.7.23) (2.1.7.24) (2.1.7.25) (2.1.7.26) (2.1.7.27) (2.1.7.28) (2.1.7.29) (2.1.7.30) (2.1.7.31) (2.1.7.32) (2.1.7.33) (2.1.7.34) (2.1.7.35) (2.1.7.36) (2.1.7.37) (2.1.7.38) (2.1.7.39) (2.1.7.40) (2.1.7.41) (2.1.7.42) (2.1.7.43) (2.1.7.44) (2.1.7.45) (2.1.7.46) (2.1.7.47) (2.1.7.48) (2.1.7.49) (2.1.7.50) (2.1.7.51) (2.1.7.52) (2.1.7.53) (2.1.7.54) (2.1.7.55) (2.1.7.56) (2.1.7.57) (2.1.7.58) (2.1.7.59) (2.1.7.60) (2.1.7.61) (2.1.7.62) (2.1.7.63) (2.1.7.64) (2.1.7.65) (2.1.7.66) (2.1.7.67) (2.1.7.68) (2.1.7.69) (2.1.7.70) (2.1.7.71) (2.1.7.72) (2.1.7.73) (2.1.7.74) (2.1.7.75) (2.1.7.76) (2.1.7.77) (2.1.7.78) (2.1.7.79) (2.1.7.80) (2.1.7.81) (2.1.7.82) (2.1.7.83) (2.1.7.84) (2.1.7.85) (2.1.7.86) (2.1.7.87) (2.1.7.88) (2.1.7.89) (2.1.7.90) (2.1.7.91) (2.1.7.92) (2.1.7.93) (2.1.7.94) (2.1.7.95) (2.1.7.96) (2.1.7.97) (2.1.7.98) (2.1.7.99) (2.1.7.100)	7.	ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備の据付け (2.1.6) (2.1.7.1) (2.1.7.2) (2.1.7.3) (2.1.7.4) (2.1.7.5) (2.1.7.6) (2.1.7.7) (2.1.7.8) (2.1.7.9) (2.1.7.10) (2.1.7.11) (2.1.7.12) (2.1.7.13) (2.1.7.14) (2.1.7.15) (2.1.7.16) (2.1.7.17) (2.1.7.18) (2.1.7.19) (2.1.7.20) (2.1.7.21) (2.1.7.22) (2.1.7.23) (2.1.7.24) (2.1.7.25) (2.1.7.26) (2.1.7.27) (2.1.7.28) (2.1.7.29) (2.1.7.30) (2.1.7.31) (2.1.7.32) (2.1.7.33) (2.1.7.34) (2.1.7.35) (2.1.7.36) (2.1.7.37) (2.1.7.38) (2.1.7.39) (2.1.7.40) (2.1.7.41) (2.1.7.42) (2.1.7.43) (2.1.7.44) (2.1.7.45) (2.1.7.46) (2.1.7.47) (2.1.7.48) (2.1.7.49) (2.1.7.50) (2.1.7.51) (2.1.7.52) (2.1.7.53) (2.1.7.54) (2.1.7.55) (2.1.7.56) (2.1.7.57) (2.1.7.58) (2.1.7.59) (2.1.7.60) (2.1.7.61) (2.1.7.62) (2.1.7.63) (2.1.7.64) (2.1.7.65) (2.1.7.66) (2.1.7.67) (2.1.7.68) (2.1.7.69) (2.1.7.70) (2.1.7.71) (2.1.7.72) (2.1.7.73) (2.1.7.74) (2.1.7.75) (2.1.7.76) (2.1.7.77) (2.1.7.78) (2.1.7.79) (2.1.7.80) (2.1.7.81) (2.1.7.82) (2.1.7.83) (2.1.7.84) (2.1.7.85) (2.1.7.86) (2.1.7.87) (2.1.7.88) (2.1.7.89) (2.1.7.90) (2.1.7.91) (2.1.7.92) (2.1.7.93) (2.1.7.94) (2.1.7.95) (2.1.7.96) (2.1.7.97) (2.1.7.98) (2.1.7.99) (2.1.7.100)	8.	施工の立会い及び試験 (2.7.1) (2.7.6)	・ 現地総合試験は、電気主任技術者及び監督職員の立会いを受ける。
5	5. 耐熱形分電盤 (1.9.1)	・ 形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。	18.	地中配線 (2.12.3) (2.12.4) (2.12.5) (2.12.6) (2.12.7) (2.12.8) (2.12.9) (2.12.10) (2.12.11) (2.12.12) (2.12.13) (2.12.14) (2.12.15) (2.12.16) (2.12.17) (2.12.18) (2.12.19) (2.12.20) (2.12.21) (2.12.22) (2.12.23) (2.12.24) (2.12.25) (2.12.26) (2.12.27) (2.12.28) (2.12.29) (2.12.30) (2.12.31) (2.12.32) (2.12.33) (2.12.34) (2.12.35) (2.12.36) (2.12.37) (2.12.38) (2.12.39) (2.12.40) (2.12.41) (2.12.42) (2.12.43) (2.12.44) (2.12.45) (2.12.46) (2.12.47) (2.12.48) (2.12.49) (2.12.50) (2.12.51) (2.12.52) (2.12.53) (2.12.54) (2.12.55) (2.12.56) (2.12.57) (2.12.58) (2.12.59) (2.12.60) (2.12.61) (2.12.62) (2.12.63) (2.12.64) (2.12.65) (2.12.66) (2.12.67) (2.12.68) (2.12.69) (2.12.70) (2.12.71) (2.12.72) (2.12.73) (2.12.74) (2.12.75) (2.12.76) (2.12.77) (2.12.78) (2.12.79) (2.12.80) (2.12.81) (2.12.82) (2.12.83) (2.12.84) (2.12.85) (2.12.86) (2.12.87) (2.12.88) (2.12.89) (2.12.90) (2.12.91) (2.12.92) (2.12.93) (2.12.94) (2.12.95) (2.12.96) (2.12.97) (2.12.98) (2.12.99) (2.12.100)	4.	電力貯蔵設備工事	1. 直流電源装置 (2.7.7) (2.7.8) (2.7.9) (2.7.10) (2.7.11) (2.7.12) (2.7.13) (2.7.14) (2.7.15) (2.7.16) (2.7.17) (2.7.18) (2.7.19) (2.7.20) (2.7.21) (2.7.22) (2.7.23) (2.7.24) (2.7.25) (2.7.26) (2.7.27) (2.7.28) (2.7.29) (2.7.30) (2.7.31) (2.7.32) (2.7.33) (2.7.34) (2.7.35) (2.7.36) (2.7.37) (2.7.38) (2.7.39) (2.7.40) (2.7.41) (2.7.42) (2.7.43) (2.7.44) (2.7.45) (2.7.46) (2.7.47) (2.7.48) (2.7.49) (2.7.50) (2.7.51) (2.7.52) (2.7.53) (2.7.54) (2.7.55) (2.7.56) (2.7.57) (2.7.58) (2.7.59) (2.7.60) (2.7.61) (2.7.62) (2.7.63) (2.7.64) (2.7.65) (2.7.66) (2.7.67) (2.7.68) (2.7.69) (2.7.70) (2.7.71) (2.7.72) (2.7.73) (2.7.74) (2.7.75) (2.7.76) (2.7.77) (2.7.78) (2.7.79) (2.7.80) (2.7.81) (2.7.82) (2.7.83) (2.7.84) (2.7.85) (2.7.86) (2.7.87) (2.7.88) (2.7.89) (2.7.90) (2.7.91) (2.7.92) (2.7.93) (2.7.94) (2.7.95) (2.7.96) (2.7.97) (2.7.98) (2.7.99) (2.7.100)	7.	ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備の据付け (2.1.6) (2.1.7.1) (2.1.7.2) (2.1.7.3) (2.1.7.4) (2.1.7.5) (2.1.7.6) (2.1.7.7) (2.1.7.8) (2.1.7.9) (2.1.7.10) (2.1.7.11) (2.1.7.12) (2.1.7.13) (2.1.7.14) (2.1.7.15) (2.1.7.16) (2.1.7.17) (2.1.7.18) (2.1.7.19) (2.1.7.20) (2.1.7.21) (2.1.7.22) (2.1.7.23) (2.1.7.24) (2.1.7.25) (2.1.7.26) (2.1.7.27) (2.1.7.28) (2.1.7.29) (2.1.7.30) (2.1.7.31) (2.1.7.32) (2.1.7.33) (2.1.7.34) (2.1.7.35) (2.1.7.36) (2.1.7.37) (2.1.7.38) (2.1.7.39) (2.1.7.40) (2.1.7.41) (2.1.7.42) (2.1.7.43) (2.1.7.44) (2.1.7.45) (2.1.7.46) (2.1.7.47) (2.1.7.48) (2.1.7.49) (2.1.7.50) (2.1.7.51) (2.1.7.52) (2.1.7.53) (2.1.7.54) (2.1.7.55) (2.1.7.56) (2.1.7.57) (2.1.7.58) (2.1.7.59) (2.1.7.60) (2.1.7.61) (2.1.7.62) (2.1.7.63) (2.1.7.64) (2.1.7.65) (2.1.7.66) (2.1.7.67) (2.1.7.68) (2.1.7.69) (2.1.7.70) (2.1.7.71) (2.1.7.72) (2.1.7.73) (2.1.7.74) (2.1.7.75) (2.1.7.76) (2.1.7.77) (2.1.7.78) (2.1.7.79) (2.1.7.80) (2.1.7.81) (2.1.7.82) (2.1.7.83) (2.1.7.84) (2.1.7.85) (2.1.7.86) (2.1.7.87) (2.1.7.88) (2.1.7.89) (2.1.7.90) (2.1.7.91) (2.1.7.92) (2.1.7.93) (2.1.7.94) (2.1.7.95) (2.1.7.96) (2.1.7.97) (2.1.7.98) (2.1.7.99) (2.1.7.100)	9.	発電設備用附属品等 (2.1.7.1) (2.1.7.2) (2.1.7.3) (2.1.7.4) (2.1.7.5) (2.1.7.6) (2.1.7.7) (2.1.7.8) (2.1.7.9) (2.1.7.10) (2.1.7.11) (2.1.7.12) (2.1.7.13) (2.1.7.14) (2.1.7.15) (2.1.7.16) (2.1.7.17) (2.1.7.18) (2.1.7.19) (2.1.7.20) (2.1.7.21) (2.1.7.22) (2.1.7.23) (2.1.7.24) (2.1.7.25) (2.1.7.26) (2.1.7.27) (2.1.7.28) (2.1.7.29) (2.1.7.30) (2.1.7.31) (2.1.7.32) (2.1.7.33) (2.1.7.34) (2.1.7.35) (2.1.7.36) (2.1.7.37) (2.1.7.38) (2.1.7.39) (2.1.7.40) (2.1.7.41) (2.1.7.42) (2.1.7.43) (2.1.7.44) (2.1.7.45) (2.1.7.46) (2.1.7.47) (2.1.7.48) (2.1.7.49) (2.1.7.50) (2.1.7.51) (2.1.7.52) (2.1.7.53) (2.1.7.54) (2.1.7.55) (2.1.7.56) (2.1.7.57) (2.1.7.58) (2.1.7.59) (2.1.7.60) (2.1.7.61) (2.1.7.62) (2.1.7.63) (2.1.7.64) (2.1.7.65) (2.1.7.66) (2.1.7.67) (2.1.7.68) (2.1.7.69) (2.1.7.70) (2.1.7.71) (2.1.7.72) (2.1.7.73) (2.1.7.74) (2.1.7.75) (2.1.7.76) (2.1.7.77) (2.1.7.78) (2.1.7.79) (2.1.7.80) (2.1.7.81) (2.1.7.82) (2.1.7.83) (2.1.7.84) (2.1.7.85) (2.1.7.86) (2.1.7.87) (2.1.7.88) (2.1.7.89) (2.1.7.90) (2.1.7.91) (2.1.7.92) (2.1.7.93) (2.1.7.94) (2.1.7.95) (2.1.7.96) (2.1.7.97) (2.1.7.98) (2.1.7.99) (2.1.7.100)	9.	発電設備用附属品等 (2.1.7.1) (2.1.7.2) (2.1.7.3) (2.1.7.4) (2.1.7.5) (2.1.7.6) (2.1.7.7) (2.1.7.8) (2.1.7.9) (2.1.7.10) (2.1.7.11) (2.1.7.12) (2.1.7.13) (2.1.7.14) (2.1.7.15) (2.1.7.16) (2.1.7.17) (2.1.7.18) (2.1.7.19) (2.1.7.20) (2.1.7.21) (2.1.7.22) (2.1.7.23) (2.1.7.24) (2.1.7.25) (2.1.7.26) (2.1.7.27) (2.1.7.28) (2.1.7.29) (2.1.7.30) (2.1.7.31) (2.1.7.32) (2.1.7.33) (2.1.7.34) (2.1.7.35) (2.1.7.36) (2.1.7.37) (2.1.7.38) (2.1.7.39) (2.1.7.40) (2.1.7.41) (2.1.7.42) (2.1.7.43) (2.1.7.44) (2.1.7.45) (2.1.7.46) (2.1.7.47) (2.1.7.48) (2.1.7.49) (2.1.7.50) (2.1.7.51) (2.1.7.52) (2.1.7.53) (2.1.7.54) (2.1.7.55) (2.1.7.56) (2.1.7.57) (2.1.7.58) (2.1.7.59) (2.1.7.60) (2.1.7.61) (2.1.7.62) (2.1.7.63) (2.1.7.64) (2.1.7.65) (2.1.7.66) (2.1.7.67) (2.1.7.68) (2.1.7.69) (2.1.7.70) (2.1.7.71) (2.1.7.72) (2.1.7.73) (2.1.7.74) (2.1.7.75) (2.1.7.76) (2.1.7.77) (2.1.7.78) (2.1.7.79) (2.1.7.80) (2.1.7.81) (2.1.7.82) (2.1.7.83) (2.1.7.84) (2.1.7.85) (2.1.7.86) (2.1.7.87) (2.1.7.88) (2.1.7.89) (2.1.7.90) (2.1.7.91) (2.1.7.92) (2.1.7.93) (2.1.7.94) (2.1.7.95) (2.1.7.96) (2.1.7.97) (2.1.7.98) (2.1.7.99) (2.1.7.100)	9.	発電設備用附属品等 (2.1.7.1) (2.1.7.2) (2.1.7.3) (2.1.7.4) (2.1.7.5) (2.1.7.6) (2.1.7.7) (2.1.7.8) (2.1.7.9) (2.1.7.10) (2.1.7.11) (2.1.7.12) (2.1.7.13) (2.1.7.14) (2.1.7.15) (2.1.7.16) (2.1.7.17) (2.1.7.18) (2.1.7.19) (2.1.7.20) (2.1.7.21) (2.1.7.22) (2.1.7.23) (2.1.7.24) (2.1.7.25) (2.1.7.26) (2.1.7.27) (2.1.7.28) (2.1.7.29) (2.1.7.30) (2.1.7.31) (2.1.7.32) (2.1.7.33) (2.1.7.34) (2.1.7.35) (2.1.7.36) (2.1.7.37) (2.1.7.38) (2.1.7.39) (2.1.7.40) (2.1.7.41) (2.1.7.42) (2.1.7.43) (2.1.7.44) (2.1.7.45) (2.1.7.46) (2.1.7.47) (2.1.7.48) (2.1.7.49) (2.1.7.50) (2.1.7.51) (2.1.7.52) (2.1.7.53) (2.1.7.54) (2.1.7.55) (2.1.7.56) (2.1.7.57) (2.1.7.58) (2.1.7.59) (2.1.7.60) (2.1.7.61) (2.1.7.62) (2.1.7.63) (2.1.7.64) (2.1.7.65) (2.1.7.66) (2.1.7.67) (2.1.7.68) (2.1.7.69) (2.1.7.70) (2.1.7.71) (2.1.7.72) (2.1.7.73) (2.1.7.74) (2.1.7.75) (2.1.7.76) (2.1.7.77) (2.1.7.78) (2.1.7.79) (2.1.7.80) (2.1.7.81) (2.1.7.82) (2.1.7.83) (2.1.7.84) (2.1.7.85) (2.1.7.86) (2.1.7.87) (2.1.7.88) (2.1.7.89) (2.1.7.90) (2.1.7.91) (2.1.7.92) (2.1.7.93) (2.1.7.94) (2.1.7.95) (2.1.7.96) (2.1.7.97) (2.1.7.98) (2.1.7.99) (2.1.7.100)
10	10. 接地 (1.18.1) (1.18.2) (1.18.3) (1.18.4)	・ 接地端子箱の形式等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 接続鋼板の形式等は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 () ・ 接地棒の形式等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 接地極埋設標の形式等は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ()	19.	接地 (2.13.14) (2.13.15) (2.13.16) (2.13.17) (2.13.18) (2.13.19) (2.13.20) (2.13.21) (2.13.22) (2.13.23) (2.13.24) (2.13.25) (2.13.26) (2.13.27) (2.13.28) (2.13.29) (2.13.30) (2.13.31) (2.13.32) (2.13.33) (2.13.34) (2.13.35) (2.13.36) (2.13.37) (2.13.38) (2.13.39) (2.13.40) (2.13.41) (2.13.42) (2.13.43) (2.13.44) (2.13.45) (2.13.46) (2.13.47) (2.13.48) (2.13.49) (2.13.50) (2.13.51) (2.13.52) (2.13.53) (2.13.54) (2.13.55) (2.13.56) (2.13.57) (2.13.58) (2.13.59) (2.13.60) (2.13.61) (2.13.62) (2.13.63) (2.13.64) (2.13.65) (2.13.66) (2.13.67) (2.13.68) (2.13.69) (2.13.70) (2.13.71) (2.13.72) (2.13.73) (2.13.74) (2.13.75) (2.13.76) (2.13.77) (2.13.78) (2.13.79) (2.13.80) (2.13.81) (2.13.82) (2.13.83) (2.13.84) (2.13.85) (2.13.86) (2.13.87) (2.13.88) (2.13.89) (2.13.90) (2.13.91) (2.13.92) (2.13.93) (2.13.94) (2.13.95) (2.13.96) (2.13.97) (2.13.98) (2.13.99) (2.13.100)	4.										

編	項目	特記事項
6	① 配線器具 (1.3.3)	・ 同軸ケーブルの接続に使用するコネクタ ()
通信・情報設備工事	2. 端子盤・機器収納ラック等 (1.4.2)	端子盤及び集合保安器箱の形式等は、次による。 ※ 標準図第5編「通信・情報設備工事」 ・ その他 ()
	(1.4.4)	屋内用キャビネットの構成材は、(※ 鋼板 ・ ステンレス)とする。 端子板は、次による。 ※ 標準図第5編「通信・情報設備工事」 ・ その他 ()
	(1.4.5)	・ 通信用SPDカテゴリD1の性能 ()
	3. 構内情報通信網装置 (1.5.1)～(1.5.8)	・ 主要機器の種類、性能、定格、数量等は、図示による。
	4. 情報表示装置 (1.7.4.1)(1.7.4.2) (1.7.4.6)	・ 形式等は、標準図第5編「通信・情報設備工事」による。 観時計の時刻補正方式：・ GPS方式 ・ 標準電波方式 ・ 太陽電池式ポール形屋外時計は、次による。 内照時計の点灯時間及び不日照時の点灯保証日数 () 時刻補正方式：・ GPS方式 ・ 標準電波方式 ()
	5. 拡声装置 (1.9.1)(1.9.4)	・ 形式等は、標準図第5編「通信・情報設備工事」による。 FMアンテナの品質及び性能は、次による。 ※ 優良住宅部品 (B.L.部品) ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ()
	6. 誘導支援装置 (1.10.1) (1.10.4) (1.10.10) (1.10.12) (緊急通報装置)	形式等は、次による。 ※ 標準図第5編「通信・情報設備工事」 ・ その他 () テレビインターホン (銀機) で撮像範囲を調整する機能：・ あり ・ なし テレビインターホン (子機) で撮像範囲を調整する機能：・ あり ・ なし 住宅情報装置の品質及び性能は、次による。 ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他 () 宅配ボックス装置の品質及び性能は、次による。 ※ 優良住宅部品 (B.L.部品) ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 () 緊急通報装置は、高齢者が安心して生活が送れるように側面からサポートし、入居者のプライバシーを損うことなく、暮らしや、住まい、健康等を間接的、自動的に管理を行う設備とし、構成機器は、図示による。
	7. テレビ共同受信装置 (1.11.1)(1.11.2)	・ 形式等は、標準図第5編「通信・情報設備工事」による。 テレビ機器の品質及び性能は、次による。 ※ 優良住宅部品 (B.L.部品) ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ()
	8. テレビ電波障害防除装置 (1.12.1)	・ 形式等は、標準図第5編「通信・情報設備工事」による。
	9. 監視カメラ装置 (1.13.1)～(1.13.5)	・ 主要機器の種類、性能、定格、数量等は、図示による。 ・ 機器収納ラックは、次による。 1. 前面扉は、かぎ付きとする。 2. 側面パネルは、容易に開放できない構造とする。
	10. 駐車場管制装置 (1.14.1)(1.14.2) (1.14.5)	・ 形式等は、標準図第5編「通信・情報設備工事」による。 ・ 制御部の機能 () 発行券：・ 磁気式 ・ ICカード式 ・ その他 ・ 発券方式 ()
	11. 自動火災報知装置 (1.16.4) (1.16.7)	・ 表示装置 () ・ スポット型感知器は、特記がなければ、露出形とする。
	12. 非常警報装置 (1.18.1)	非常放送装置で緊急地震放送を行う機能：・ あり ・ なし
	13. 機材の試験 (1.21.1)	端子盤の性能試験は、次による。 ※ 公仕電気編第6編表1.2.1.1「端子盤の試験」 ・ その他 () FMアンテナの試験は、次による。 ※ 優良住宅部品 (B.L.部品) ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 () 住宅情報装置の試験は、次による。 ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他 () 宅配ボックス装置の試験は、次による。 ※ 優良住宅部品 (B.L.部品) ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 () テレビ機器の試験は、次による。 ※ 優良住宅部品 (B.L.部品) ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ()
	14. 地中配線 (2.11.3)	地中配線の標準シート等 (※ 設ける ・ 設けない)

編	項目	特記事項												
6	15. 接地の施工 (2.12.2)	・ 接地を施す機器は、次表による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>接地を施す機器</th> <th>接地抵抗値 [Ω]</th> <th>接地線の太さ [mm]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主端子盤及び保安装置を有する端子盤</td> <td>100 以下</td> <td>1.6 以上</td> </tr> <tr> <td>ヘッドエンド、増幅器、電源供給器、保安器、メッセンジャワイヤ</td> <td>100 以下</td> <td>1.6 以上</td> </tr> <tr> <td>拡声用増幅器</td> <td>100 以下</td> <td>1.6 以上</td> </tr> </tbody> </table>	接地を施す機器	接地抵抗値 [Ω]	接地線の太さ [mm]	主端子盤及び保安装置を有する端子盤	100 以下	1.6 以上	ヘッドエンド、増幅器、電源供給器、保安器、メッセンジャワイヤ	100 以下	1.6 以上	拡声用増幅器	100 以下	1.6 以上
接地を施す機器	接地抵抗値 [Ω]	接地線の太さ [mm]												
主端子盤及び保安装置を有する端子盤	100 以下	1.6 以上												
ヘッドエンド、増幅器、電源供給器、保安器、メッセンジャワイヤ	100 以下	1.6 以上												
拡声用増幅器	100 以下	1.6 以上												
通信・情報設備工事	16. 構内交換設備 (2.14.2)	・ 接地線は、強電の接地とは共用してはならない。 ただし、建物内に設ける増幅器等の機器接地は、この限りではない。 ・ 主端子盤及び保安装置を有する端子盤には、1.6mm以上の絶縁電線 (鉄骨又は鉄筋に接続する場合は裸線) を用いて接地設備 (100Ω以下) を施す。 ただし、建物の接地抵抗値が上表以下の場合、交換機室用及び本配線盤用を除き、建物の鉄筋等に接続すればよい。この場合、配管等を通じて接続されていても差し支えない。												
	17. 誘導支援設備 (2.18.2)	・ 機器の取付けは、次による。 1. 室内にアウトレットボックスを設ける場合は、プレートを取付ける。 ただし、プレートの材質は合成樹脂製とし、用途表示を行う。 2. 主端子盤、中間端子盤及び室内端子盤は、原則として床面から上端が2m以下、下端が0.2m以上となるように取付ける。 3. 端子盤への通信線用配管は、中央部を避けて箱の四隅に取付ける。												
	18. テレビ共同受信設備 (2.19.2) (2.19.3)	アンテナマストの取付けは、次による。 ※ 標準図第5編「通信・情報設備工事」 ・ その他 () ・ 受審調査を行うチャンネル ()												
	19. テレビ電波障害防除装置 (2.19.2)	・ 事前調査を行うチャンネル ()												
	20. 駐車場管制設備 (2.22.2)	・ 検知器の間隔及び取付高さは、図示による。												
	21. 施工の立会い及び試験 (2.28.2)	・ 構内情報通信網設備の試験数量は、図示による。												
中央監視制御設備工事	1. 共通事項 (1.1.1)	・ 信号の入出力条件は、標準図第6編「中央監視制御設備工事」による。												
	2. 警報盤 (1.2.1)	・ 信号の伝送方式 ()												
	3. 簡易形監視制御装置 (1.3.1)(1.3.2) (1.3.4)	・ 簡易監視制御装置の機能は、図示による。 ・ 監視操作装置の機器構成は、図示による。 ・ 帳票用印字装置 ()												
	4. 監視制御装置 (1.4.1)(1.4.2) (1.4.4)	・ 監視制御装置の機能は、図示による。 ・ 監視操作装置の機器構成は、図示による。 ・ キャビネット () ・ 帳票用印字装置 ()												

【表-1】各工種の区分表						
工 事 項 目	建築	電気	機械	昇降	外構	備 考
躯体への貫通孔						
貫通孔の材料	○	○	○	○		各工事に必要な貫通孔は各々の工事
貫通孔の差出し	○	○	○	○		各工事に必要な貫通孔は各々の工事
貫通孔の取付け	○	○	○	○		各工事に必要な貫通孔は各々の工事
貫通孔の補強	○					
屋上						
機器及び水槽類の基礎	○					
同上基礎のアンカーボルト設置		○	○			
同上基礎の防水	○					
昇降機						
昇降機の躯体	○					
機械室の躯体	○					
機械室の床開口	○					
機械室天井フック	○					
ガイドレール下地	○					
ピット防水	○					
押しボタン、インジケーター						
三方枠、扉板取付け				○		
三方枠廻り埋戻し				○		
機械室換気設備			○			
制御盤から外部インターホンまでの配管、配線				○		
点検用コンセント		○				
その他						
インサート	○	○	○	○		各工事に必要な貫通孔は各々の工事
ALC板の壁開口及び補強	○					
押出成形セメント板の壁開口及び補強	○					
堅壁、ドレン	○					
堅壁から第一階までの接続	○					
第一階以降の排水設備				○		
ハンドホール等の化粧蓋		○	○			
消火器			○			
消火器ボックス	○					
テレビアンテナ		○				
避雷針		○				
浄化槽			○			
受水槽			○			
ゴミ置き場					○	
自転車置場					○	
軽量天井・壁下地及び木天井・壁下地						
差出し	○	○	○			各工事に必要な貫通孔は各々の工事
開口補強	○					
手すり下地補強	○					
吊り戸下地補強	○					
洗面化粧台下地補強	○					
天井・壁せつこうボード						
ボード切込み	○	○	○			各工事に必要な貫通孔は各々の工事
台所廻り						
キッチンユニット (流し台、ガス台、吊り戸)	○					
レンジフード			○			
棚下灯		○				
洗面所・浴室廻り						
洗面化粧台			○			
洗濯パン			○			
浴室ユニット	○					
浴室ユニット内照明器具	○					
浴室ユニット内水栓	○					
バスタオル掛け	○					
便所廻り						
衛生陶器				○		
補助手すり	○					
タオル掛け	○					
紙巻き器			○			
その他						
床・壁・天井点検口	○					
クローズスリプ及びキャップ	○					
室外機用吊りボルト	○					
床暖房				○		

【表-2】機器標準取付高さ			
名 称	測 点	取付高 [mm]	
電力共通	積算計器	地上～窓中心	1,800～2,000
	引込開閉器	地上～中心	1,800～2,200
	分電盤、制御盤	床～中心	1,500 (上端1,900以下)
電 灯	スイッチ	床～中心	1,300
	スイッチ (多機能トイレ)	床～中心	1,100
	コンセント (一般)	床～中心	300
	コンセント (和室)	床～中心	150
	コンセント (台上)	台上～中心	150～200
	コンセント (車椅子用)	床～中心	450
	ブラケット (一般)	床～中心	2,100～2,300
	ブラケット (踊場)	床～中心	2,000～2,500
	ブラケット (鏡上)	鏡上端～中心	150
動 力	壁掛型制御盤	床～中心	1,500 (上端2,000以下)
	開閉器箱	床～中心	1,500
	制御用スイッチ	地上～中心	1,300
電 話	端子盤 (EPS・電気室)	床～中心	1,500
	端子盤 (一般室内)	床～下端	300
	集合保安器箱	天井下～上端	200
時 計	壁掛型観時計	床～中心	1,500 (上端2,000以下)
	子時計	床～中心	(天井高) × 0.9
拡 声	壁掛型スピーカ	床～中心	(天井高) × 0.9
	壁付アッテネータ	床～中心	1,300
誘 導 支 援	外部受付用インターホン主機	床～中心	「標準図」による。
	壁付インターホン (一般)	床～中心	1,300
	壁付呼出ボタン (多機能トイレ)	床～中心	900
	※バリアフリー条例適用トイレの2階目	床～中心	300
	機器收容箱	天井下～上端	200
テ レ ビ 共 同 受 信 装 置	テレビ端子直列ユニット (一般)	床～中心	300
	テレビ端子直列ユニット (和室)	床～中心	150
防 災 備 蓄	受信機・副受信機	床～操作部	800～1,500
	機器收容箱	床～中心	800～1,500
	発信機	床～中心	800～1,500
	警報ベル	床～中心	2,300
	表示灯	床～中心	2,100
	液化石油ガス検知器	床～上端	300

【備考】天井高3,000mm以上の場合及び上記取付高さでは機器の使用に支障がある場合は、監督職員と協議する。

【表-3】接地種一覧表				
接地の種類	記 号	接地抵抗値	接 地 極	
○ 共同接地	EA・EB・EC・ED	Ω以下	EB (D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200) ×3連	一 極
○ 共同接地	EA・EC・ED	10Ω以下	EB (D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200) ×3連	一 極
○ A種	EA	10Ω以下	EB (D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200) ×3連	一 極
○ B種	EB	Ω以下	EB (D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200) ×3連	一 極
○ C種	EC	10Ω以下	EB (D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200) ×3連	一 極
○ D種	ED	100Ω以下	EB (D=10, L=1,000 又は W=30, L=900) ×1	一 極
○ D種	ED	Ω以下	EB (D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200) ×3連	一 極
○ 高圧避雷器用	ELH	10Ω以下	EB (D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200) ×3連	一 極
○ 交換装置用	Et	10Ω以下	EB (D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200) ×3連	一 極
○ 通信用 (10Ω)	EAt	10Ω以下	EB (D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200) ×3連	一 極
○ 通信用 (100Ω)	EDt	100Ω以下	EB (D=10, L=1,000 又は W=30, L=900) ×1	一 極
○ 電話引込口の保安器	ELt	100Ω以下	EB (D=10, L=1,000 又は W=30, L=900) ×1	一 極
○ 測定用	Eo	Ω以下	EB (D=10, L=1,500 又は W=30, L=1,200) ×1	一 極

CHECKED	DRAWING	DATE 2020.8.21	工事名称 神奈川県営住宅標準プラン集	図面番号 E-03
		SCALE —	図面名称 電気設備工事 特記仕様書(3)	